

城下町探訪 5 1

2010/3/25

くちどめばんしよ

岡田宿・口留番所跡

松本城下の北の端、萩町の一里塚から北へ松岡を経て岡田宿までは1里10町である。岡田宿がおかれたのは水野時代であるがその事情を「信府統記」はつぎのように記している。

「いにしえ、岡田村は宿場にあらざりし所に、松本より保福寺へも刈谷原へも駅程遠く、その上、峠をかかえるゆえに、明暦二年（1656）（水野）忠職公はじめて、岡田町として宿場に定められしなり。岡田宿は、往古馬次宿にあらず、松本より保福寺・刈谷原ともに駅道遠く、その上、峠あるによって、水野忠職公、近辺の在家を寄せて町となし宿場を定め給う。」（※1里はおよそ4km。1町はおよそ108m・1間はおよそ1.8m）

松本町から次の宿迄は、18町の上り坂をもつ刈谷原峠（仇坂）をこえ刈谷原宿までは2里33町19間あり中間地点での積み立が必要で17世紀の半ばに水野氏によって新設され宿場である。江戸から松本城下に入る直前の宿場として重要視された。

（1）岡田宿の規模

宿場の長さは元禄11年（1698）北側の宿頭から現在、地藏堂の建っている南の木戸まで、南北3町40間で道幅は4間・東西58間で道幅は4間と記されている。宿頭の北端は鍵の手に東に折れて柵形を形成し、左右に分かれて左は善光寺道で刈谷原宿へ、右は江戸道で保福寺方面へ通じている。この分岐点に享保11年（1726）番所が設置された。



地藏尊



分岐点

道の中央に水路を流し、両側に松や樺などが植えられていた。この水は稲倉で女鳥羽川の水を取り込み大口堰の支流を宿頭で分けて宿を通し岡田神社鳥居場から南西に曲げて本の堰に落としている。家数は正保5年（1648）には65軒その後、明治元年まで70軒が上限で、人口は元文2年（1737）409人で以後明治元年まで370人から40

0 人の間で推移している。（「塩尻市・松本市・東筑摩郡誌二 歴史下」）

（2）宿の施設

宿泊施設としての本陣は問屋兼帯で宿中央西側、所七左衛門家が代々つとめていた。脇本陣は橋爪家であった。松本城下での宿泊を避けて岡田宿に止宿する幕府巡検使や大名もあった。旅籠屋は木賃宿を含めて10軒で、その外茶屋が6軒あり、外に水野氏の時代には江戸城米送りのための米宿も2軒にあった。この宿場の家はほとんど兼業農家である。岡田宿は善光寺道(北国脇往還)の宿駅で人足25人・馬25疋の伝馬役が定められていた。

ちなみに正徳元年（1711）の規定では、松本城下から岡田宿までの駄賃は、荷物1駄(40貫)53文・乗りかけ荷物、すなわち荷物携帯の乗馬荷物と人で40貫で53文、から尻馬一匹、荷なしで人のみの場合34文、人足26文と決められている。

岡田宿は先に述べたとおり善光寺道と江戸道の追分で交通の要衝であり、同時に物流の上でも重要な位置にあった。

宝暦4年（1754）岡田宿を通過した荷物は6224駄で上り荷は556駄、下り荷物は5668駄であった。荷物は27品で以下のようなものである。

綿・立茶・太物・肴・瀬戸物・櫃^{はこ}・椀・雛・砥石・形荷・呉服・紙・気多茶・打物・元結・菓種・鎌・硯・干瓢・羽子板・刀石^{とうす}・鋏・笠・まい・糸・藍・漆が宿継ぎされている。

（この部分「松本市史第2巻近世519p」より引用）

岡田宿は商人荷物の積み立てをすることで口銭（手数料）を取り、宿場の維持をはかってきたが18世紀初頭頃から松本城下から武石道を使って芦田・長窪両宿へ運搬する事が盛んになり岡田宿を通過する荷物が減少した。荷物を付け通す牛方が宿を岡田宿以外の所で取り収入が減り牛方と争い、度々訴訟を繰り返している。また、浅間温泉に旅人宿泊客が流れ、岡田宿の泊り客が減少した。さらに、犀川通船が解禁され物流の変化が起こり宿場の経営は行き詰まりが見られるようになってきた。

（3）浅間温泉と岡田宿との宿泊客規定

岡田宿手前東側には原の集落を通過して浅間温泉に通ずる「湯道」があった。ここは岡田宿に泊まることを避けて浅間温泉に入湯宿泊するために旅人が通った道である。浅間温泉は初期には領主及び家臣の専有の湯であったが、万治以後、個人持ちの内湯が公認されるようになった。天保年間ころには湯銭稼業が盛んになった。これに対して宿場の問屋、旅籠屋からは街道筋以外の所で旅人を止宿^{ししゅく}させることは不法であるとして反対運動を起こした。明和7年（1770）から天保4年（1833）まで64年間にわたって宿泊客をめぐって浅間村と訴訟を繰り返した。（松本市史第4巻旧市町村編Ⅳ 827P）

明和7年3月の浅間村宿泊についての岡田町村の願書をみると次のように書かれている。「近来、旅人浅間村泊まりつかまつり、当宿(岡田宿)に泊まりもうすべき旅人も、おおかた浅間村えまかり越し、迷惑つかまつりそうろう。もっとも、浅間村より近辺の宿々、茶屋

等までこの「引き札」（いまでいう広告）出し置き、あるいは、馬士等をあい願ひ或いは宿引き人を差出し種々旅人を引きつけ申しそうろう。・・・往来の旅人浅間村に泊まり候義御停止くだしおかれそうろう様に願ひ上げ奉り候・・・」とある

宿場側の言いは宿場でないのに宿屋営業をしている。或いは街道筋の茶屋や馬方に内々に金品を渡して浅間への誘客をしているので宿場はさびれるばかりだから禁止すべきであるという趣旨である。

天保4年11月の松本町の旅籠屋ならびに岡田宿旅籠屋と浅間村湯持総代との間で「浅間村湯持ち宿引き」に関して出入りがあり次のような^{すみくちしようもん}済口証文がとりかわされた。「浅間村へは湯治に来た者だけを泊め、往来の旅人一夜泊まりの客は止宿させない。また浅間村は宿引きや引き合いは慎む。」と一応の決着をみている。しかし、このことは徹底されにくい問題で以後、弘化4年11月「浅間村温泉止宿規定」が上記規定を再確認していることや、嘉永2年には刈谷原・会田・青柳・麻績の四宿と浅間村とは旅人止宿に付き出入りがあり入湯施設を増さないことで内済しているなど宿場側と浅間温泉との間で対立が続いた。

（※史料は松本市史代4巻旧市町村篇IVより）

（4）岡田口^{くちどめばんしょ}留番所

松本藩では寛永年間より他領との境に口留番所を設け米穀、塩・木材・麻の移出入や、女性や馬の通交を監視した。享保10年水野氏が改易され戸田氏は6万石で入封したのに伴い塩尻組の一部、会田組・麻績組が幕府領となった。それによって出川・村井・岡田に番所が設置された。岡田の番所は、麻績口にあった番所を享保11年4月に移設した物である。岡田の番所は明治2年3月12日まで分岐点の西側にあった。旧領主水野家の浪人浅井彦右衛門が天明元年（1781）12月21日まで58年間番人を勤め、その後番所役人は問屋所氏の別家の所氏が務めた。所氏は番人役として扶持米25俵を給され苗字帯刀を許されていた。秋の取り入れから収納の済むまでの1ヶ月間城下の米価の下落を防ぐため^{こくどめ}穀留が行われた。この期間は松本藩から徒士が添番人として勤務していた。

享保17年の岡田口留番所の諸道具は以下のものであった。

御条目・幕・鎧・鉄炮3挺（胴乱・玉薬・口薬坪・火縄とも）・鉄炮立て・突棒・さすまた・もじり・棒・手錠・取縄・木戸錠鍵・高桃燈・ろうそく・手桶・行灯・やかん・膳椀・硯箱・しゅろほうき・戸障子・畳み・ねこ・筵・梯子

明治以降の道路改修で堰は道の両側に寄せ並木は伐採された。岡田宿は火災に遭わなかったため昭和初年までよく宿場の形態を残す家がおおかったという。昭和51年煮三才山トンネル開通に伴う道路改修により宿場の佇まいは一変した。

昨年、岡田町町会・岡田歴史研究会により案内板が整備され「岡田宿の由来」、「宿場の概要」、分岐点の「道標の由来」「岡田口番所の由来」など丁寧な解説がなされている。



分岐点の道標
案内板

左 せんく王し道

右 江戸海道（かいど
う）



鍵の手

現在の岡田町



説明板

※この項では以下の文献を参考に
した。「旧松本市史上」「松本市史第
2巻近世」「松本市史第4巻IV」「塩
尻市・松本市・東筑摩郡誌 歴史下」
「交通史話」「歴史の道 岡田宿」